# 特別支援学校(知的障害)における自己表現の実施について

自己表現は、「広島県の15歳の生徒に身に付けさせたい力」である「自己を認識し、自分の人生を 選択し、表現することができる力」がどのくらい身に付いているかをみるため、次により実施する。

※ 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱特別支援学校の準ずる教育課程,知的障害特別支援学校職業コース,視覚障害特別支援学校専門学科は,公立高等学校入学者選抜に準じて自己表現を 実施する。

## 1 実施方法

(1) 実施形態

実施形態は本紙を参考に特別支援学校長が定める。

※ 個人ごとの面談形式か集団での実施かは各特別支援学校の実施要項により公表する。

(2) 検査官の人数

2~3名の範囲内で、特別支援学校長が定める。

(3) 自己表現の内容及び方法

受検者は、自分自身の好きなことや興味のあること、楽しいことなどについて、自分で選んだ言葉や方法で表現する。

(4) 実施の流れ(一次選抜の場合)

特別支援学校長は,2 自己表現の基本的なガイドラインに則り,自己表現を実施する。 なお,受検者は,「自己表現カード」を作成しない。

個人ごとの面談形式での実施の場合、自己表現の時間等の目安は次のとおりとする。

ア 自己表現の時間

5分以内

イ 自己表現後の質問・回答及び時間

検査官は、受検者が自己表現した内容に対する補足的な質問を行う。

時間は、受検者がそれぞれの質問に回答する時間を含め3分以内とする。

ウ 1人当たりの自己表現にかかる総時間

10分以内(自己表現5分以内,質問・回答3分以内,入退室2分以内)を基本とする。

※ 実施の流れ「イメージ」



### (5) 評価等

特別支援学校(知的障害)における自己表現については,受検者の実態把握を主たる目的とし, 合格者の決定に影響する評価は行わない。

#### 2 自己表現の基本的なガイドライン

(1) 実施可能な表現方法について

原則、受検者本人が一人で時間内に準備し、実施できるものとする。

ただし、検査場内で実施できないもの、大きな音が出る等他の受検者に影響があるもの、検査場 を汚すもの、安全面で問題があるもの等は、実施できない。

なお,必要に応じて,(2)で定める物品及び障害の状態により日常的に使用している支援機器等については使用することができる。

(2) 使用可能な物品について

必要に応じて, 次の物品を使用することができる。

ただし、検査会場の施設及び備品は使用できない(黒板、コンセント等、検査場内にあるものを含む。)。

ア 原則, 受検者本人が一人で検査場まで持ち運ぶことができる。

ただし, 台車等は使用できない。

- イ 安全面で問題がないもの、管理上問題がないもの。
- ウ 他の受検者に影響がないもの。

なお、次の場合に限り、タブレット等を使用することができる。

- ・ プレゼンテーションソフトを使用し、画面を提示しながら実施する場合
- ・ 写真等の画像,音声及び動画を提示する場合(ただし,音声及び動画は30秒以内とする。)

### 3 その他特別な配慮について

特別な配慮が必要な受検者の自己表現の実施については、学力検査等と同様に、入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、検査実施場所、検査時間等を含め、特別な配慮の実施内容を特別支援学校長が決定する。

なお,特別な配慮が必要か否かは,出願期間までに各特別支援学校で行う教育相談により把握する。